

高松市・香川町合併協議会

第 1 2 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日（木）

午後 2 時 3 0 分

場 所：香川町農村環境改善センター

2 階 大ホール

目 次

(協 議 事 項)

協議第 19 号	病院事業（協定項目第 24 - 12 号）について （第 10 回会議提案：継続協議） -----	1
協議第 20 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	4
協議第 21 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号） について（第 11 回会議提案：継続協議） -----	9
協議第 22 号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 22 号） について（第 11 回会議提案：継続協議） -----	13
協議第 23 号	介護保険事業の取扱い（協定項目第 23 号） について（第 11 回会議提案：継続協議） -----	16
協議第 24 号	広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	19
協議第 25 号	交通関係事業（協定項目第 24 - 17 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	22
協議第 26 号	その他の事業（外部監査制度） （協定項目第 24 - 24 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	25
協議第 27 号	その他の事業（水問題対策） （協定項目第 24 - 24 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	26
協議第 28 号	建設計画（協定項目第 25 号）について （第 11 回会議提案：継続協議） -----	27
協議第 29 号	一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号） について -----	28
協議第 30 号	消防団の取扱い（協定項目第 19 号）について -----	31
協議第 31 号	保健衛生事業（協定項目第 24 - 11 号）について -----	34
協議第 32 号	商工・観光関係事業（協定項目第 24 - 14 号） について -----	37
協議第 33 号	上水道事業（協定項目第 24 - 18 号）について -----	40
協議第 34 号	その他の事業（情報公開制度） （協定項目第 24 - 24 号）について -----	43
協議第 35 号	その他の事業（市・町民褒章制度） （協定項目第 24 - 24 号）について -----	44
協議第 36 号	その他の事業（青少年健全育成事業） （協定項目第 24 - 24 号）について -----	45

(そ の 他)

高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	46
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	46

協議第19号（第10回会議提案：継続協議）

病院事業（協定項目第24-12号）について

病院事業（協定項目第24-12号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年10月1日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-12号	病院事業
<p>（第10回会議提案分）</p> <p>香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>（今回修正案）</p> <p>香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。</p> <p>ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

病院事業(協定項目第24-12号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、病院事業について協議された市 3市

大船渡市

国民健康保険(直営)診療所は、現行のとおりとする。

呉市

公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

病院事業の取扱い（協定項目第24-12号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、病院事業について確認された市の事例

岡崎市

1 診療所

額田町の北部診療所及び国保宮崎診療所は、存続するものとし、その運営体制等については、合併時まで調整する。

奈良市

月ヶ瀬村及び都祁村の国民健康保険直営診療所は、地域の医療施設として奈良市に引き継ぐ。

松山市

松山市は、中島町立中央病院事業及び中島町営診療所事業を引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に民営化に向けて取り組む。

高知市

土佐山村の診療所は、当分の間現行のとおり引き継ぎ、合併後に運営及び業務の見直しをする。

長崎市

病院・診療所は、現行どおりとする。

ただし、国民健康保険野母崎町立病院については、地方公営企業法の全部適用の方向で検討する。

協議第 20 号（第 11 回会議提案：継続協議）

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、香川町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の香川町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市香川地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と香川町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 香川町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いが協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 2 1 号 (第 1 1 回会議提案 : 継続協議)

議会の議員の定数及び任期の取扱い (協定項目第 7 号) について

議会の議員の定数及び任期の取扱い (協定項目第 7 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号) 第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香川町の区域により選挙区を設ける。		

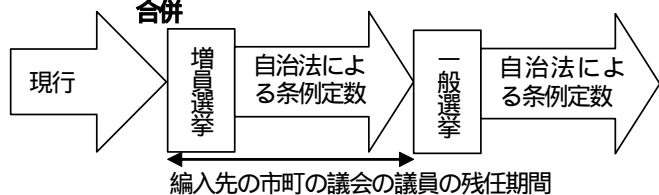
平成 年 月 日 確認

(資料1)

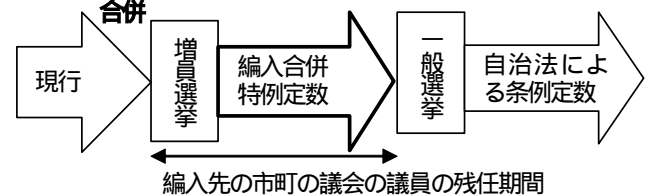
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則	編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】
		合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇】

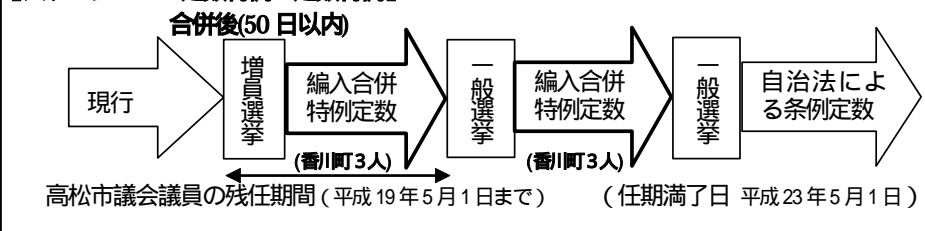
【パターン 〇】 /原則



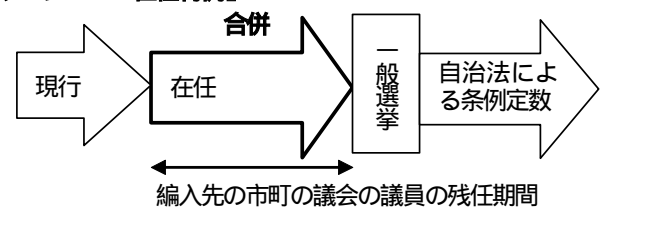
【パターン 〇】 /定数特例



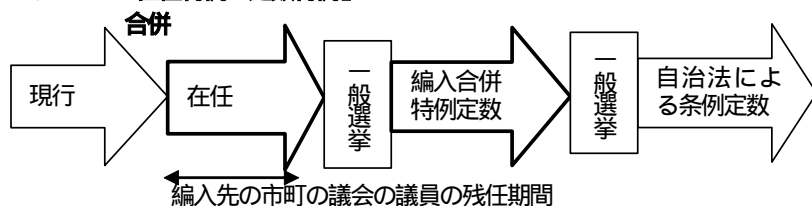
【パターン 〇】 /定数特例+定数特例



【パターン 〇】 /在任特例



【パターン 〇】 /在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料2)

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いが協議された市 10市

新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市(在任+定数)

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数+定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数+定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 2 2 号（第 1 1 回会議提案：継続協議）

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

国民健康保健事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、国民健康保険事業の取扱いについて協議された市 10市

大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保険事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関根町の医療分の所得割 8.9/100 野田市の医療分の所得割 7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

国民健康保健事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、国民健康保健事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 保険料(税)賦課について、平成16年度は現行のとおりとし、大岡村、豊野町及び鬼無里村については、平成18年度まで不均一賦課を実施する。
- (2) 保険料(税)の納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。

奈良市

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。

ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

倉敷市

- 1 国民健康保険の料・税の別、納期については、合併が行われた日の属する年度(以下「合併年度」という。)は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。賦課方式及び保険料(税)率については、合併年度及びこれに続く2年度は不均一とする。
- 2 国民健康保険運営協議会については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
ただし、経過措置として合併年度の翌年度から2年間は、委員の定員を6名増員し、その内訳は、船穂町及び真備町から被保険者代表各1名、医療機関代表各1名、公益代表各1名とする。
- 3 国民健康保険の葬祭費及び人間ドック事業については、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

協議第 2 3 号 (第 1 1 回会議提案 : 継続協議)

介護保険事業の取扱い (協定項目第 2 3 号) について

介護保険事業の取扱い (協定項目第 2 3 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとし、香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として事業を継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、介護保険事業の取扱いが協議された市 7市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、介護保険事業の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

協議第 2 4 号（第 1 1 回会議提案：継続協議）

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業が協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

堺市

堺市の例に合わせ、継続して実施する。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 2 5 号（第 1 1 回会議提案：継続協議）

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 7 号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

交通関係事業(協定項目第24-17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、交通関係事業が協議された市 5市

新潟市

- 1 黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

大船渡市

(交通指導員の取扱い)

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、交通関係事業の取扱いについて確認された市の事例

倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再を図るものとする。

鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

長野市

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

協議第 26 号（第 11 回会議提案：継続協議）

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 24 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 24 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 24 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 27 号（第 11 回会議提案：継続協議）

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 24 - 24 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 24 - 24 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 24 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 28 号（第 11 回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 29 号

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）について

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 10 号	一般職の職員の身分の取扱い
<p>香川町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>		

平成 年 月 日 確認

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一般職の職員の身分の取扱いについて協議された市 10市

潮来市

- 1 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般の職員として引き継ぐものとする。
- 2 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

大船渡市

三陸町の一般職の職員は、すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

つくば市

荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が別に協議して定める。

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定によりすべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。

新発田市

豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一般職の職員の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

- 1 2町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

堺市

美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。

職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の一般職の職員は、すべて高知市の職員として引き継ぐ。
- 2 引き継いだ職員の任免、給与その他の身分の取扱いは、高知市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

長崎市

- 1 香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の定数内の職員は、すべて長崎市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、長崎市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、1市6町の長が別に協議して定める。

鹿児島市

- 1 5町の一般職の職員は、合併時にすべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

協議第 30 号

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）について

消防団の取扱い（協定項目第 19 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 19 号	消防団の取扱い
<p>香川町消防団は、高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

消防団の取扱い(協定項目第19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防団の取扱いについて協議された市 9市

潮来市

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。
団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。

つくば市

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。
ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

呉市

下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していく。

新居浜市

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

新発田市

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防団の取扱い（協定項目第19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防団の取扱いについて確認した市の事例

秋田市

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、2町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合する。

岐阜市

- (1) 消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け、調整を行うものとする。
- (2) 任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。
- (3) 式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- (4) 消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

現美原町消防団については、現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。堺市高石市消防組合で関係条例・規則を制定し、団長及び団員については、消防組織法第15条の5及び第26条の3に基づき、新たに組合管理者が任命及び承認を行う。また、消防団事務については、美原消防署で行う。

高知市

- ア 鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合する。
イ 鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統一する。

長崎市

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。
ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区として組織を再編するものとする。
また、各町と長崎市の間の消防事務の委託は、合併の日の前日をもって廃止する。
なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

協議第 3 1 号

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 1 号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町保健福祉総合センターについては、市町村保健センターとして高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>香川町地域における 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町で実施している総合健診については、国民健康保険加入者を除き、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

保健衛生事業(協定項目第24-11号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、保健衛生事業について協議された市 9市

潮来市

- 1 検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。
- 2 健康教育、健康相談については、現行どおりとする。

大船渡市

(保健医療事業の取扱い)

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からは、合併後において調整を図る。

廿日市市

- 1 各種健診事業(成人、乳幼児)については、廿日市市の例による。
ただし、対象者については、次のとおりとする。
(1) 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。
(2) 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。
- 2 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法(個別接種、集団接種)については、現行のとおりとする。
- 3 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。

新居浜市

- 1 保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、保健衛生事業の取扱いについて確認された市の事例

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の健康相談・健康教育（教室）事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 2 各種健診について
 - (1) 鏡村及び土佐山村の成人健診の種目と対象者は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の成人健診の実施回数は、地域性等を勘案し、合併後新たに定めるものとする。
 - (3) 3市村の健診委託先は、合併時まで調整するものとする。
 - (4) 3市村の健診にかかる自己負担額は、合併時に統一するものとする。
 - (5) 鏡村及び土佐山村の乳幼児健診は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 3 鏡村及び土佐山村の子育て支援事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。

松山市

- 1 母子保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 2 老成人保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 3 感染症対策事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 4 北条市の救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度・方式に統一する。
- 5 松山市は、当面、北条市保健センター及び中島町保健センターを松山市保健センターの分室として管理・運営する。
- 6 中島町の各種保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業については、協定項目「その他の事業」で別に確認する。
- 7 合併時から、救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度方式に統一する。
- 8 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

協議第 3 2 号

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 4 号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>合併時に香川町の企業立地促進条例に基づき、助成金の交付を受けている企業については、助成期間が満了するまでの間、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p> <p>香川町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

商工・観光関係事業(協定項目第24-14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、商工・観光関係事業の取扱いについて協議された市 8市

新潟市

黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

- 1 駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。
- 2 街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。(ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。)黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

廿日市市

- 1 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。
- 2 各種観光事業については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、そのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

新発田市

- ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。
- イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。
- ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、商工・観光関係事業について確認された市の事例

秋田市

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

岐阜市

1 中小企業制度融資

- (1) 制度融資については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、羽島市、笠松町、北方町及び岐南町の合併前の債務残高は、完済まで金融機関へ預託等を行うものとする。
- (2) 制度融資の借入時に中小企業が支払う信用保証料を、市町が助成する信用保証料補給制度については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。
- (3) 制度融資の返済時に中小企業が支払う利子を、市町が助成する利子補給制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併前の融資分については、補給期間終了まで現行のとおり継続するものとする。

2 観光・イベント事業

- (1) まつり・イベントについては、現行のとおりとするものとする。

豊田市

- 1 観光イベントは、全市的なものと地域的なものとを整理し、特色あるイベントは当面、存続する。なお、イベントの内容により、実施主体等を合併時まで検討する。
- 2 商工業者事業資金は、合併時に豊田市の制度に統一する。信用保証料補助金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

鹿児島市

- 1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。
- 2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

協議第 3 3 号

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 8 号	上水道事業
<p>香川町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域において、1 か月の水道料金が増加するものについては、合併後 4 年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

上水道事業(協定項目第24-18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、上水道事業について協議された市 10市

新潟市

水道料金については、新潟市の制度に統一する。

ただし、合併時に黒埼町の使用者のうち、料金の高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3カ年度は段階的不均一料金を適用する。

潮来市

水道料金・加入金・分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降、3年を目途に計画的に調整するものとする。

つくば市

筑南水道企業団が実施している上水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、内海町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から統一するものとする。

新発田市

上水道事業については、現行どおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

上水道事業（協定項目第24-18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、上水道事業について確認された市の事例

豊田市

1 水道の組織、管理について

水道の組織及び会計について、藤岡町の上水道は、合併時に豊田市の上水道事業に統合し、公営企業会計で経営する。

他の5町村の簡易水道及び飲料水供給施設は、新市に引継ぎ、特別会計として経営する。

現在の町村の水道施設管理体制は、合併時に豊田市上下水道局に統合する。

ただし、施設の現場管理及び水道使用者の窓口対応は、当面現行のとおりとする。

なお、藤岡町の水道施設の維持管理は、豊田市上下水道局の管理対応に移行する。

2 水道料金等について

水道料金は、合併時は現行のとおりとし、合併1年後に豊田市の料金に統一する。

ただし、料金統一後1年間は、統一後の水道料金が現行の水道料金に比べ、1.5倍を超える使用者に対し、料金を軽減する。

水道料金の調定収納は、合併時は現行のとおりとし、合併1年後（料金統一時）に豊田市の制度に統一し、2ヶ月検針・調定・収納とする。

3 水道工事分担金等について

各町村で徴収している水道手数料は、合併時は現行のとおりとし、合併1年後（料金統一時）に廃止する。

新規給水負担金（分担金）は、合併時は現行のとおりとし、合併1年後（料金統一時）に、豊田市の基準に統一する。

水道工事分担金は、合併時は現行のとおりとし、合併1年後（料金統一時）に、豊田市の基準に統一する。

倉敷市

上水道事業については、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

1 水道料金については、次回料金改定時に倉敷市の制度に統一する。なお、料金統一までの経過措置として、合併時に真備町水道料金表のうちの基本料金部分について一律400円を減額するものとする。

2 新市の上水道事業については、真備町の上水道事業を統合するまでの間、倉敷及び真備の2上水道事業を設置する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、沼隈町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から統一するものとする。

加圧負担金及び加圧管理費については、加圧地区に指定された地域について、適用するものとする。

協議第 3 4 号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 5 号

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（市・町民褒章制度）
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 3 6 号

その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業（青少年健全育成事業）
<p>青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>なお、香川町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙のとおり

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第13回会議

(ア) 日時 平成16年12月21日(火)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室

(別紙)

合併協定項目の協議状況

平成16年11月25日現在

	高松市・塩江町 平成15年6月1日	高松市・香川町 平成15年9月1日	高松市・国分寺町 平成15年12月24日	高松市・牟礼町 平成16年2月1日	高松市・香南町 平成16年2月2日	高松市・庵治町 平成16年6月1日
合併協議会設置年月日						
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い	-	-	-	-	-	-
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業	-	-	-	-	-	-
(女性政策)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(水問題対策)						
(農業経営者協会)						
(契約制度)						
(青少年健全育成事業)						
(市・町民褒章制度)						
(市・町民葬儀)						
25. 建設計画					構成の報告	

は新規提案 ・ は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない